相続認定中小企業者（第十条第六項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特例相続認定中小企業者」とあるのは「第二種合併前特例贈与認定中小企業者（第十条第七項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例贈与認定中小企業者」と、「）を除く」とあるのは「）及び第二種合併前特例相続認定中小企業者（第十条第八項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例贈与認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く」と、「当該認定の有効期間内」とあるのは「当該最初の認定の有効期間内」と、「第一種特例相続報告基準日」とあるのは「第二種特例相続報告基準日」と、「第一種合併前特例相続認定中小企業者を除く」とあるのは「第二種合併前特例贈与認定中小企業者及び第二種合併前特例相続認定中小企業者を除く」と、第七項中「第六項」とあるのは「第七項又は第八項」と読み替えるものとする。

14　都道府県知事は、第一項又は第二項（第三項から第十三項までの規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合において、第一項の確認をしたときは様式第二十八による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十九により申請者である第一種特例贈与認定中小企業者又は第一種特例相続認定中小企業者に対して通知しなければならない。

15　経済産業大臣は、第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認の交付を受けた又は前項の規定により通知された第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

（提出期限後の申請又は報告）

第二十一条　第七条第二項（同条第四項、第六項及び第八項の規定により準用する場合を含む。）、第三項（同条第五項、第七項及び第九項の規定により準用する場合を含む。）、第十三条第二項（同条第三項から第五項までの規定により準用する場合を含む。）、第十三条の二第二項（同条第三項の規定により準用する場合を含む。）若しくは第十七条第二項に規定する申請書又は第十二条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項、第十項、第十一項（同条第十四項から第二十六項までの規定により準用する場合を含む。）若しくは第十三条の三第二項（同条第十四項及び第十五項の規定により準用する場合を含む。）に規定する報告書が当該各項に規定する提出期限までに提出されなかった場合においても、都道府県知事が当該提出期限内に提出されなかったことについて提出者の責めに帰することができないやむを得ない事情があると認める場合において、当該事情がやんだ後遅滞なく当該申請書又は当該報告書及び当該事情の詳細を記載した書類が提出されたときは、当該申請書又は当該報告書が当該提出期限内に提出されたものとみなす。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第六及び第七を次のように改め、様式第七の二、第七の三及び第七の四を加え、様式第八を次のように改め、様式第八の二、第八の三及び第八の四を加え、様式第九、第十、第十の二、第十の三、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第十九の二、第二十、第二十の二、第二十の三、第二十の四、第二十の五、第二十の六、第二十の七、第二十の八、第二十の九、第二十の十、第二十一を次のように改め、様式第二十一の二を加え、様式第二十二、第二十三、第二十四、第二十五及び第二十六を次のように改め、様式第二十七から第二十九までを加える。

［新設］

［新設］

（提出期限後の申請又は報告）

第二十一条　第七条第二項、第三項、第十三条第二項若しくは第十三条の二第二項に規定する申請書又は第十二条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項、第十項、第十一項若しくは第十三条の三第二項に規定する報告書が当該各項に規定する提出期限までに提出されなかった場合においても、都道府県知事が当該提出期限内に提出されなかったことについて提出者の責めに帰することができないやむを得ない事情があると認める場合において、当該事情がやんだ後遅滞なく当該申請書又は当該報告書及び当該事情の詳細を記載した書類が提出されたときは、当該申請書又は当該報告書が当該提出期限内に提出されたものとみなす。